

平成 29 年度第 2 回取手市総合教育会議 議事録

1. 開催日時：平成 29 年 9 月 21 日（木） 午前 10 時 00 分～午前 10 時 30 分
2. 開催場所：取手市役所 議会棟 大会議室
3. 出席者
藤井市長
矢作教育長，小松崎教育長職務代理者，宮本委員，山下委員，小谷野委員
事務局：政策推進部 南部長
政策推進課 田中次長，木野本課長補佐，高中課長補佐，中村主事（記録者），
中畝
教育委員会 倉持部長
学務給食課 野口次長
教育総務課 桜井次長，石塚副参事，中島係長
指導課 古島課長
野口副市長
傍聴人：5 名

4. 協議事項

- (1) 取手市立中学校の生徒の自殺事案について
 - ・市と市教育委員会の役割分担，県への調査事務委託について
 - ・並行調査の実施要綱（案）について
- (2) その他

5. 議事内容

開会

（市長あいさつ）

着座のまま失礼します。皆さんおはようございます。前回の総合教育会議を 8 月 21 日に行ったわけですが、今日は、もう空の色も変わり、ずいぶん秋らしく涼しくなりました。

前回の、総合教育会議におきましては、心の教育ということをテーマにして、委員の皆様から活発な御意見をいただき、私からもこれからの取手市の教育で必要な「心の教育」について、所見を述べさせていただいたところでございます。

今日は議員の方もいて、傍聴されておられますけれども、議会の方にも、議員全員協議会の中で、あるいはまた一般質問への答弁をいたしまして、前回の総合教育会議の内容について、詳しくお話をさせていただいて、大方の皆さん方の、理解をいただいたと思っております。そして、総合教育会議で出た意見について、事業化するために、9 月の市議会定例会に補正予算として提出いたしました。現在、御審議をいただいているところでございます。補正予算で計上しました、教職員対象の講演会、研修会、それから、命の授業の講演会、スクールカウンセラーの追加の配置が認められれば、取手の教育再生に向けてま

ずは第一歩が踏み出せるのではないかと考えているところでございます。

さて、今日の議題でございますが、「取手市立中学校の生徒の自殺事案について」ということでございます。今後、茨城県の知事部局におきまして、調査委員会を設置し、調査を実施していく方針となったところでございます。

総合教育会議の役割としては、首長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、一致して執行するというににあります。本日の会議では、調査事務の委託に向けて委託する調査の内容や、市長部局と教育委員会の役割分担について、これまで調整してきたことを情報共有し、委員の皆様からも御意見をいただければと思っております。本日はどうぞよろしくお願いたします。

市長：それでは議事に入ります。今回の議題は、「取手市立中学校の生徒の自殺事案について」としております。項目としては、「市と市教育委員会の役割分担、県への調査事務委託について」と「並行調査の実施要綱（案）について」になります。

本事案につきましては、茨城県知事部局へ調査事務の委託を行う方針となりましたが、この経緯につきまして、改めて確認したいと思えます。それでは事務局から報告をお願いいたします。

事務局：はい。担当事務局の政策推進部でございます。これから県知事部局への調査の事務委託ということで、まず、これまでの経過について御報告をさせていただきます。

遺族側からの申し入れを受けまして、茨城県知事のもとで、調査委員会を設置することになりました。県知事のもとに調査委員会を設置するためには、所定の手続により、進めていかなければなりません。そういった中で、取手市からは、地方自治法第 252 条の 14 に基づきまして、調査について県へ事務委託を行う必要があります。

そのため、この調査に当たっての市長部局、市教育委員会、県知事部局、県教育委員会、それぞれの役割がございます。県と事務レベルで、今後の調査の枠組み、予算について、これまで調整をしてきたところでございます。

本日の総合教育会議の中では、これまで調整を進めてきた事項につきまして、皆様方と共通認識を持って取り組んでいくために、まず、情報共有をしたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

市長：はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、あらためまして議題に入りたいと思えます。議題は、「取手市立中学校の生徒の自殺事案について」となります。事務局から説明願います。

事務局：それでは御説明いたします。今回の事案にあたりましては、取手市市長部局、取手市教育委員会、茨城県知事部局、茨城県教育委員会、それぞれが関係してまいります。

まず、市長部局では並行調査として、本事案の調査を行うこととなります。この調査は、県知事部局に事務委託をいたします。市教育委員会は、いじめ防止対策推進法 28 条による調査委員会を設置しますが、これは並行調査の結果を受けて、再発防止策の検討するためのものがございます。その際は県教育委員会の指導をいただきながら進めます。

お手元に資料 1, 資料 2, を御用意いたしました。こちらの関係図を見ながら, 説明をさせていただきますので, それで御理解をいただければと思います。

まず, 取手市教育委員会と取手市市長部局, この大きく 2 つがございます。取手市教育委員会は, 法律に基づきますと, いじめ防止対策推進法 28 条の調査というのがございます。これは重大事案等が起きた場合には, 教育委員会, もしくは学校側で調査委員会を設置する, また, 再発防止等を行っていくというものが規定されている条文でございます。ただ今回については取手市立中学校の生徒の自殺事案に関する役割という中では, 県知事部局のほうにお願いするということになりますので, この 28 条の調査で行うことではなくて, 右側にあります取手市市長部局, ここでは並行調査ということで, 取手市が進めてまいります。並行調査とはこの表の 1 番下, ※印に並行調査の説明がございます。いじめ防止のための基本的な方針が, 文部科学省において決定されております。その方針に基づいて, 取手市が行うことを想定するという調査でございます。それを並行調査といたしまして, 調査事項が 3 つございます。この調査事項につきましても, 法的なもので位置づけられたものでないといけないものですから, 資料 2 のほうで, 取手市立中学校の生徒の自殺事案にかかる並行調査実施要綱として, 並行調査をするための実施要綱をまず策定いたします。その中での 1 条が趣旨, 2 条が調査事項ということで, ここの並行調査に基づく調査事項については, 大きく 3 点ございます。資料 2 の第 2 条 (1), (2), (3), この 3 つを調査事項として行います。

また, 資料 1 のほうに戻っていただきますと, 並行調査の調査事項ということで 3 つほど記載されております。これは先ほどの実施要綱の中にある, 調査事項と同じ文言でございます。

1 つ目, 調査事項, 自殺した生徒 (以下「本件生徒」という。) に対するいじめの事実をはじめ, 本件に生徒に対し行われた行為 (本件生徒が在籍していた取手市立中学校 (以下「本件学校という。」) における本件生徒に対する日常的な指導を含む。以下同じ。) について。

2 つ目, 本件生徒が自殺に至った過程及び要因について。

3 つ目, 本件生徒に対し, 行われた行為に対する本件学校及び, 取手市教育委員会の対応について。

この 3 つについて取手市市長部局で, 並行調査として, 調査を行ってまいります。その中でこの調査を, この下にございます茨城県知事部局に調査事務の委託ということで, 地方自治法 252 条の 14 に基づき, 調査事務を茨城県知事部局に事務委託をするという関係になってございます。

また, この並行調査は茨城県知事部局に委託して進めるものでございますが, 取手市教育委員会は, 並行調査の結果が出た後に, 再発防止策を検討していく必要がございます。そのため, いじめ防止対策推進法第 28 条に基づいた調査委員会というものを, 教育委員会が設置をしまして, 今後, 調査結果が出ましたら, 再発防止策を加えた, 調査結果の取りまとめを行うこととなります。なお, その際は, 茨城県教育委員会からの指導, 援助を受けながら進めていくこととなります。

以上が, 今回の事務委託に関する 4 者の相関関係ということで, このような位置づけのもと, 茨城県知事に事務委託をお願いするということとなります。以上でございます。

市長：はい。説明ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、市長部局と教育委員会との役割分担につきましては、市長部局が並行調査の実施、教育委員会は再発防止策の検討という役割分担になるかと思えます。また、並行調査につきましては、県知事部局に調査事務の委託をし、県が調査委員会を設置することになります。手続としましては、地方自治法 252 条の 14 に基づきまして、市議会の議決を経た上で県に委託することになります。

以上が「教育委員会の役割分担、県への調査事務委託について」の説明となります。これまでの説明に対しまして、御質問、御意見等ございましたらお願いをいたします。はい、教育長、お願いします。

矢作教育長：教育長の矢作でございます。最初に、市長部局に立ち上げていただきました取手市教育行政連絡調整サポートチームの皆様には、心の教育に係わる 3 つの事業、それから、（仮称）いじめ防止対策推進条例検討委員会の運営等について、様々な御支援をいただき、感謝申し上げます。

さて、取手市立中学校の生徒の自殺事案につきましては、去る 5 月、いじめの認知の公表により、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態として、市教育委員会において調査委員会を設置し、教育委員会の責務として、調査にあたるべきと考えておりました。しかしそれまでの経緯により、御遺族からの申し入れがあり、茨城県知事のもと調査委員会を設置することになりました。

これを受けて、市長部局より茨城県知事部局への並行調査の事務委託という手続により、茨城県に調査委員会を設置していただき、調査を進めていただく予定になっておりますことを教育長として、茨城県に感謝申し上げます。

市教育委員会におきましても、茨城県より調査の結果をいただきましたときには、市教育委員会で設置した調査委員会において、再発防止策を検討し、調査結果の取りまとめをしっかりと行いたいと存じます。市教育委員会における調査委員会の運営等につきましても、これまで同様、茨城県教育委員会より御指導・御援助をいただけますことにも、改めて感謝申し上げます。

市長部局には大変お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

市長：他に御意見ありますか。はい、小松崎委員お願いします。

小松崎委員：小松崎でございます。ただいま教育長からのお話がありましてとおり、調査結果が出ましたらしっかりと受けとめて、再発防止策に取り組んでまいりたいと思えます。

一点確認をさせていただきたいと思えます。県への事務委託を行うことで、県にも様々な経費負担が発生するかと思えます。取手市として委託費などの予算措置も必要になると思えますが、具体的にはどのようなものが想定されるかお伺いいたします。

市長：それではただいまの小松崎委員の御発言に対しまして事務局，分かっていることを，お願いします。

事務局：はい。それでは，御答弁いたします。今回の県への事務委託に当たりましては，地方自治法に基づいての事務委託を行います。当然，県のほうでも，経費が発生します。その委託料を計上していく必要がございます。具体的には，調査委員会を設置していくこととなりますので，その調査の委員さんに対する，例えば報酬や旅費，また，議事録等を作成するための経費，通信運搬費等，そういったものが想定されるところでございます。その詳細等につきましては，金額も含めまして，現在，茨城県側と調整をしているところでございます。今のところ9月末あたりまでには，調整を終えたいと考えております。調整が終わった後に，予算の確保という形で，取手市議会にも，予算をお願いしていくということを考えております。

市長：はい，ありがとうございます。他に，御意見はございますか。
はい，宮本委員，お願いします。

宮本委員：取手市の教育委員会は，並行調査の結果が出た後に，再発防止策を検討するというですけれども，並行調査において，取手市教育委員会として，協力できることはあるのでしょうか。

市長：はい，ただいまの宮本委員の発言に対し，事務局，どうですか。お願いします。

事務局：はい。今後，調査結果が出た後の，市教育委員会の役割ということになりますが，現在は，茨城県が調査委員会を設置するための準備をしているところでございますので，委員会は設置されておりません。どのような調査を行うかというの，現在のところはまだわからないところでございます。今後，設置されましたら，その詳細もわかりますので，その時点で検討や連絡調整しながら，お答えできるかと思えます。その際，市教育委員会のほうにも御協力いただくことが出てまいりましたら，ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

市長：わかりました。よろしいですか。はい。ほかに御意見ありますか。

委員：一同，なし

市長：それでは意見がないようです。では議題「取手市立中学校の生徒の自殺事案について」につきましては，ただいま事務局から説明があったとおり，進めさせていただきたいと思ひます。よろしいですか。

委員：一同，同意

市長：はい。そのように進めさせていただきます。

では、これからのスケジュールを含む進め方について事務局から報告願います。

事務局：はい。それでは今後のスケジュールについて御説明をいたします。

今後は、本日確認していただきました役割分担、これに基づきまして、市長部局としては、茨城県への事務委託に向けた手続を進めてまいりたいと思います。地方自治法に基づく事務委託は、議会の議決が必要になります。取手市議会の皆さんにおいても、議案としてご審議いただくこととなります。

茨城県においても、同様に、事務の委託にあたっては、県議会の議決が必要となります。県議会市議会、双方の議決をいただきましたら、その後、茨城県側で知事部局に調査委員会を設置するという事になろうかと思えます。県の調査結果が出ましたら、市長部局に報告をいただきたいと思っております。またその報告に基づきまして、市長部局から、市教育委員会に報告をさせていただきます。

教育委員会は、その報告を受けて、再発防止策等の検討を行います。

このようなスケジュールで考えております。よろしく願います。

市長：はい、ありがとうございます。続きまして、議題（2）その他に入ります。

教育委員会で（仮称）取手市いじめ防止対策推進条例の検討を進めていると思えますが、その報告をお願いいたします。それでは、教育長願います。

矢作教育長：（仮称）取手市いじめ防止対策推進条例検討委員会での、検討状況について御報告いたします。

第1回検討委員会を去る8月30日に、藤代庁舎で開催いたしました。最初に教育長挨拶として、国のいじめ防止等の法律について、取手市中学生の自死事案について、調査委員会の設置と解散について、そして、新たな調査委員会が茨城県知事のもとに設置される予定になっていることなどについて、御説明申し上げました。

そして、いじめ防止対策推進条例制定検討委員会を設置するまでの取手市、取手市議会の取り組み等についてお話をいたしました。

教育委員会としましても、二度とこのようなことを起こさないために、また未来ある子どもたちにとって、いじめのない学校づくりの実現を目指し、市をあげて取り組んでいくために、条例制定に取り組むことを説明し、検討委員の皆様の御支援御協力をお願いいたしました。

委員長は聖徳大学教授の長野雅弘様、副委員長は松浦勉様に決定いたしました。委員長の長野様からは、他の自治体の模範となるようなすばらしい条例を作っていきたいとの御挨拶がございました。副委員長の松浦様からは、今回の取り組みを機に、取手市では、よい子どもたちが育っているんだということを示せればと思っているとの御挨拶がありました。

議事の中では、議事第1で、事務局より「これまでの経過説明と現在の取り組み」について御説明いたしました。特に、命の教育のための3つの取り組み、新たに設置された取手市教育行政連絡調整サポートチームについての御説明もいたしました。

議案第2では検討委員会の役割と今後のスケジュールについて、そして議案第3では、条例骨子案について協議いたしました。

議案第4の意見交換では、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきました。大変参考になる御意見もございましたので、ここで紹介させていただきたいと思います。

条例制定にあたっては、予防と重大事態への対応を2つの柱として考えたい。「いじめ防止対策推進法」には、児童等はいじめを行ってはならないという、いじめの禁止という条項があるが、子どもたちにまだ十分に知れ渡っていなかったり、こういう法律をつくらざるを得ない社会についての、大人の自覚がまだ足りないのではないかと感じます。子どもたちの啓発活動に力を入れて、いじめ防止の条例として最先端と言えるものをつくり上げたい。

人権擁護委員会として人権教室を行っています。いじめはいけないよ、見ているだけでもいけないよ、困っていることがあったら相談するんだよと教えているが、それがなかなかできないことに問題がある。いじめられたときにどう対応するか、はねつけられるような頑張る力を養うためには、助けを求める力をつけるには、それでもだめなときには、そこから逃げることもいいんだよということを、きちんと教えていかなければならない。自分たちが自分の問題として考えていく機会を与えてやらなければいけないと思う。

学校では、いかに早くいじめを発見し、いかに対応し、早く解決するかということを求められている。未然防止、早期発見、早期解決、そして相談体制の充実ということ柱として考えている。

親としては、子どもに被害者にも加害者にもさせたくないと思っている。基本的には、自分の家庭でしっかりと子どもに目を向けて、親としてしっかりと子どもを見なければいけないと考えています。ツイッターやライン等、携帯電話の機能が非常に危ないツールになっている。いじめについては、未然に防止したり、早めに見つけてあげたり、早期に対応というのが非常に大事であると思う。

条例制定に当たっては、いじめるほうが100%悪いんだということをしっかりわかる条例にしたい。子どもが読んでもわかる条例にしたい。そういう条例をつくって、子どもたちにいじめはいけないこと、犯罪なんだということがわかるような、条例をつくっていきなさいと思っている。

人権教室を学校で実施してきているが、今回のことを踏まえて、全校で実施するなどのやり方を考えなくてはいけない。条例としては、前文をつけるか、児童に幼児も含めるか、懲戒についてどうするかなど、実効性を確保するためにどうするのかという観点も大事であると思う。

大学の授業では、何年も前から生徒指導と進路指導が、必須の教科となっています。中学1年に1番いじめが多いのですが、それらもしっかりと学んで先生になってもらおうと必須科目となっています。何年も前から、先生が良ければこういうことは起こらないと取り組んでいます。みんなを巻き込んで、よい条例づくりができたらと考えています。

以上のような委員の皆様からいじめ防止対策推進条例制定についての熱い思いをお聞きすることができました。

次回の第2回検討委員会は、来週、9月27日水曜日の予定になっております。以上でございます。

市長：はい、わかりました。この度の、取手市立中学校生徒の自殺事案に関しましては、本来、取手市教育委員会が調査し、事案の解明をすべきところ、県知事部局に調査事務の委託を行い、調査をお願いすることになったということについては、大変遺憾なことだと思っております。

しかしながら、御遺族との関係を考えますと、県知事部局に調査委員会が設置されることは、真相解明につながるものと考えているところでございます。本事案を受けて取手市として、子どもたちに命の大切さを伝え、取手の教育再生につなげていくために、子どもたちに向けた心の教育、教職員向けの研修プログラムの充実、相談体制の強化を行っていきたいと考えております。また、保護者の不安感を軽減し、子どもとのコミュニケーションをとるための講演会についても検討していきたいと考えております。

今後とも教育委員会と協議・連携をしながら、取手の教育再生に取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局：大変お疲れ様でした。以上をもちまして平成 29 年度、第 2 回取手市総合教育会議を閉会いたします。ありがとうございました。